

◆市川市立学校・幼稚園の休校休園の延長について◆

このことにつきまして、以下のように決定しましたのでお知らせします。

【決定事項】 休校・休園の延長
【休校期間】 令和2年4月7日(火)から5月6日(水)まで

【現状と対応】

4月1日に示された国の専門家会議の提言では、「感染者数が大幅に増加している」地域においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされております。

3月末における市川市の感染者の状況は、継続的な発生も見られず、教職員・子どもにも感染者が出ておりませんが、4月1日の千葉県の発表により感染経路が明らかでない感染者を含む3名の感染者が判明するなど、感染拡大が心配されます。また、隣接する東京都は新規感染者などの大幅な増加がみられる「感染拡大警戒地域」に該当するなど、深刻な状況にあります。

つきましては、4月7日(火)から5月6日(水)までを休校休園とします。但し、4月7日(火)から4月10日(金)までの間に、各学校(園)の進学・進級の切り替え、担任の確定、必要な連絡のために始業式、入学式等を実施いたします。なお、感染状況等の改善が見られた場合には、休校休園期間を短縮して学校(園)を再開することを想定しています。

なお、休校休園中は、これまで実施していた小学校の一時預かり、中学校の学習相談に加え、幼児児童生徒の学習、健康面を考え、校庭(園庭)開放や分散登校(園)等を行います。

その他、詳細につきましては、後日、学校・幼稚園よりご連絡いたします。